

平成30年労第457号

平成30年労第458号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同年○月○日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

#### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、夫が経営する飲食店A（以下「事業場」という。）の家族従事者で、B所在のC組合に事務委託し、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、労働基準局長（現労働局長）から承認を受けていた者である。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場内で意識不明の状態で倒れているのを来店客に発見され、D医療機関へ救急搬送され、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件第一処分」という。）をした。さらに、本件疾病に係る休業補償給付の請求について、監督署長は、同様の理由で、これを支給しない旨（以下「本件第二処分」という。）の処分をしたことから、これらの処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、各々審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれらを併合して棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として順次再審査請求をした（平

成30年労第457号事件、同第458号事件)。

当審査会は、これら本件第一処分及び本件第二処分に係る各再審査請求について、併合して審査を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第50条において準用する同法第14条の2の規定により、併合したものである。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及びその発症時期について、E医師は、○年○月○日付け意見書において、傷病名は本件疾病、負傷・発病年月日は同年○月○日と述べている。当審査会としても、消防局による請求人救助の状況等から、請求人は、同日午後○時頃から午後○時○分頃までの間に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載する「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(昭和62年10月26日付け基発第620号。以下「負傷に起因する脳血管疾患の認定基準」という。)及び「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「負傷に起因しない脳血管疾患の認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人は、請求人に生じた本件疾病は、転倒という災害によって発生したものであると主張しているので、まず、本件疾病が、負傷に起因するものである

かどうかについて、負傷に起因する脳血管疾患の認定基準により、以下、検討する。

ア 請求人の転倒の有無について

監督署長及び審査官は、請求人が転倒により負傷を負った事実は確認できなかったとしているが、消防局の○年○月○日付け回答によると、請求人の顔面には外出血と皮下出血が確認できるとされており、また、F医師は、CTにおいて皮下血腫があると述べていることから、請求人が転倒して、左顔面を打撲したことは事実であると判断する。

イ もっとも、F医師は、「CTでは、外傷による脳損傷は認められない。」と明確に述べており、また、D医療機関の診療録によると、請求人に生じた脳出血は左シルビウス裂に充満する血腫を伴うものであったとされていることから、当該打撲に起因して本件疾病が発症したとは、およそ考えられないものである。

ウ この点、請求人は、「転倒時の痛みや恐怖で、血圧が急上昇して中大脳動脈瘤が破裂して、本件疾病の発症に至った」とも主張しているが、同主張は医学的根拠を基にしたものではなく、また、合理的にみて妥当性を欠くことは明らかであり、採用することはできない。

エ よって、当審査会は、請求人に発症した本件疾病は、負傷に起因するものであるとは判断し得ず、以下、負傷に起因しない脳血管疾患の認定基準により、検討することとする。

(4) 請求人は、過重労働や業務による過重負荷により請求人が本件疾病を発症したと認定されることを求めているのではなく、また、異常な出来事や過重労働だったということはないと述べており、当審査会において一件記録を精査するも、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因など、認定基準に定められた要件を満たす事実は確認できない。したがって、請求人に生じた本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件第一処分及び本件第二処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。